



交通安全市民会議 ニュース



学ぼう！ 自転車の 通行ルール

豊田市内の道路において、自転車の通行位置を示す路面標示が増えています。皆さんはその意味をご存じでしょうか？

自転車に乗る人も乗らない人も、自転車利用のルールを知って、ともに快適で安全な交通環境をつくっていきましょう！

自転車の通行位置を表すさまざまな路面標示など

通行の基本

自転車は原則車道の左側を通行します。

歩道にこの標識がある場合

歩道を通行できる歩道では、車道寄りを徐行しなければならない



歩道がない場合

道路の左端に寄って通行



歩道がある場合

車道の左端を通行



矢羽根型路面表示
自転車の通行位置・方向を明示したもので、車を運転する人に自転車の通行位置を知らせる役割も。

普通自転車専用通行帯※がある場合

※道路標示などで通行区分が指定された部分

普通自転車専用通行帯を通行しなければならない



「普通自転車専用通行帯」は、通行方向の車道の左端を一方通行します。

自転車道※がある場合

※縁石などで明確に区分された部分

自転車道を通行しなければならない



「自転車道」は、区画内で左側通行をします。

※運転者が13歳未満の者、70歳以上の者、車道通行に支障がある身体障がい者の場合、また、道路の状況などにより、いずれの場合においても歩道を通行することができます。



自転車を利用する時は、ヘルメットを着用しましょう。
「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」をご活用ください。

くわしくはコチラ(豊田市HP) ⇒

